平成２７年（フ）第４６号
千葉県柏市旭町２丁目８番45号　高橋方
債務者　根本　昌子
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５１号
千葉県松戸市日暮５丁目110番地　松戸市営日暮住宅210号
債務者　高野　啓子
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５６号
千葉県我孫子市白山１丁目１番２－303号　パークアベニュー
債務者　後藤　陽美（旧姓中村・高原）
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３７９号
岐阜県本巣市下真桑918番地５
債務者　林　夕可里
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２１号
岐阜市西荘４丁目１番32－303号　ブラウンシティー715
債務者　沓沢　良平
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３９号
岐阜県各務原市緑苑東２丁目２番地１　緑苑東26棟302、前住所静岡県富士市今泉2771番地の１　ＫＡＮＤＡスリーナイン303号
債務者　マルテル森沙織
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２号
愛媛県宇和島市津島町岩松甲952番地２
債務者　山口　敏広
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第７３号
仙台市青葉区小松島２丁目４番23号　コーポラスコスモス203
債務者　藤石　広志
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８０号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目５番地　都市機構鶴ケ谷団地13号棟303、従前の住所仙台市宮城野区福室６丁目19番12号　ＰＩ－901
債務者　郡山　初実
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８７号
仙台市太白区東中田２丁目39番41号　キャロットＢ101
債務者　佐伯　香織
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１９号
秋田市広面字家ノ下98番地１　リヴェール15、前住所秋田市広面字昼寝49番地２Ｃ－105・埼玉県川口市前川４丁目46番23号カーサーエクセレント105号
債務者　佐藤　則夫
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２０号
秋田市山王３丁目８番５－616号、前住所秋田市新屋松美ガ丘東町９番48号Ｂ号
債務者　渡部　信悟
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２７号
秋田市牛島西４丁目29番３－302号
債務者　ＢＡＲ　Ｃｈｅｅｒｓ！ことｂａｒチアーズこと　進藤　和樹
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４号
福島県白河市鬼越77番地２　福島県営松風の里団地１棟11号室
債務者　鈴木　里美
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第３号
茨城県北茨城市大津町2290番地
債務者　大森　新一
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第４５１号
新潟市中央区堀之内南２丁目５番14号　コープゼンリン201、前住所新潟市東区江南３丁目７番地７　レオパレス新潟第３　203号
債務者　粟田　繁雄
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
新潟地方裁判所民事部